

土居小学校いじめ防止基本方針 令和7年4月改定

安芸市立土居小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関する問題であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。そのために、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努め、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極めていく。さらに、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して組織的に行う。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、本校では、以下の5つのポイントをいじめ防止のための基本姿勢として掲げた。

- ①道徳の時間を要とした、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②キャリア教育を基盤に児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③特別支援教育の観点から、ユニバーサルデザインの理念に根ざした、全ての児童がわかる・楽しい授業づくりに取り組む。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでな

- く各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等のための対策のための組織等（学校いじめ対策組織）

（1）組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、いじめに係る疑いがある時には、組織的にいじめであるかどうかの判断を行い、スピード感ある対応が実現できるようにする。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべてこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、本校の基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、生徒指導担当（人権教育主任）、当該学年教員、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とする。

(3) 組織運営上の留意点

この組織を実際に機能させるに当たっては、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じてスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

4 重大事態への対応

学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

① 重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による調査）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第14条第3項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どうようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料

を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなつた子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなつた子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動搖が広がつたり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行つた場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置

を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

6 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が働く大人としての理想像を児童に示し、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①ハッピースマイル運動

毎月20日をハッピースマイルの日として、どいっ子委員やPTAを中心にあいさつ運動を行う。

②安芸市教育の日

6月の第1日曜日(安芸市教育の日:統一参観日)に道徳の授業を公開し、心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①全ての児童がわかる・楽しい授業づくり

「教育の原点は特別支援教育にある。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

○定期的な校内支援チームによる支援会議を開催する。(スクールカウンセラー来校日に行い、特別支援コーディネーターが設定する)

○年間を通じて授業改善のための校内研修を計画的に推進する。

○チャレンジタイムによる継続的な加力・補充学習を実施する。

②自己を客観的に分析できる力を養う

特別支援教育を基盤にした研修を重ね、発達障害を持つ児童に対して適切な支援を行う。これにより、穏やかな児童間の人間関係から生じる、安心して学習や生活ができる環境の構築や児童の自己肯定感を育む。

③どいっ子として自信を持って生活できる環境を創造する

土居に生まれて良かった、土居で生活できて良かったと感じさせる豊かな体験・学習活動は、児童の自信につながる。人材育成に対して強い志を持ち背中で語る教育、自らの子どもを通わせたい、と思うような学校づくりを全教職員で推進する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

7 いじめの早期発見に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員は児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うとともに、学校評価アンケートで取り組みについてチェックする。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や学校いじめ対策組織等の場において気付いたことを共有し、組織として当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたらせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活アンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。（生徒指導担当が提案し、6月・11月に実施）
- ⑤年2回の「道徳意識調査」（道徳推進教師提案6月・12月実施）を指標として、実践的な態度を養う道徳教育の推進及び学級集団づくりを推し進める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥子ども達は地域社会の中で生活しているので地域の方に子ども達をしっかりと見守って頂き、気になることがあればすぐに連絡を取ってもらうような体制をとる。
(地域学校協働本部等のネットワークを活用する)

8 いじめの早期解決に向けての取組

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実践的ないじめ問題の解決に資すること等が期待される。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するようにする。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有するようとする。
- ③発見・通報を受けた場合には、「学校いじめ対策組織」を中心に、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようとする。
- ④いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、「学校いじめ対策組織」からいじめられた児童及びいじめた児童の保護者に連絡するようとする。
- ⑤学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処するようとする。
- ⑥児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようとする。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ①いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行うようとする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対しては、家庭訪問等により、すみやかに事実関係を伝えるようとする。
- ②いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保するようとする。
- ③いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくるとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようとする。
- ④いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようとする。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な支援を行うようとする。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応するようとする。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようとする。
- ③いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようとする。
- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮

の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようとする。

⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようとする。

(5)いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようとする。

②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようとする。

③いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようとする。

(6)ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようする。

②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めるとともに、早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めるようする。

③児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

④パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、インターネットの危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するルールづくりを推進する。

9 P T Aや地域の関係団体等との連携

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2)地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。（4月・2月に開催）

(3)地域・保護者との連携

地域の行事に積極的に参加するとともに地域の人材を活用し、地域の一員であるという自覚と地域に見守られているという安心感を児童に育む。このことによって、児童の連帯感を育て暖かな学校づくりを推進する。

(4)家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

ア. いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り

組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ. 児童や保護者に対して、学校や家族にはなかなか話すことができないときには、24時間相談ダイヤル等のいじめ問題などの相談窓口の利用が可能であることを周知する。

10 いじめ防止年間計画

	学校いじめ対策組織の取組	いじめ防止に関連する主な教育活動
4月	○基本方針の共通理解、児童生徒理解（組織職員会） ○特別支援教育・児童生徒理解（組織職員会） ○基本方針の説明（学校だより）	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・スタートカリキュラム1年 ・家庭訪問 ・縦割り掃除開始 ・地区児童会 ・1年生を迎える会 ・授業参観・PTA総会・学級懇談 ・学校運営協議会 ・ハッピースマイル運動（毎月20日）
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・ハッピースマイル運動
6月	○学校生活アンケート実施・分析 ○基本方針の説明（学校運営協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日・学級懇談・PTA講演会 ・学校運営協議会 ・学P行事 ・ハッピースマイル運動 ・修学旅行（6年）
7月	○校内研修（いじめ・児童生徒理解） ○校内研修（特別支援教育・児童生徒理解）	<ul style="list-style-type: none"> ・学期末面談 ・ハッピースマイル運動
8月	○校内研修（学級経営について）	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・参観日・愛校作業 ・ハッピースマイル運動 ・宿泊学習（5年）
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピースマイル運動 ・命の学習（4年）
11月	○学校生活アンケート実施・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会・学校運営協議会 ・ハッピースマイル運動
12月	○学校評価アンケート実施・分析 ○校内研修（特別支援教育・児童生徒理解）	<ul style="list-style-type: none"> ・学期末面談 ・ハッピースマイル運動
1月	○報告・評価・協議（学校運営協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピースマイル運動
2月	○基本方針の見直し・修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピースマイル運動 ・6年生を送る会 ・学校運営協議会 ・参観日・学級懇談
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピースマイル運動 ・二分の一成人式

学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

項目		チェック
授業づくり・学校づくり	児童生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	児童生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	児童生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
	教師の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1

2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートなどを活用し、児童生徒の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、「学校いじめ対策組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
	いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
いじめの対応等	いじめた生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目		チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4 3 2 1
児童生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4 3 2 1
P T A活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4 3 2 1